



JBS フラッシュニュース

2020年4月号

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

深尾 淳一

出利葉 大輔

猪野 晶

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

daisuke.lideriha@in.ey.com

aki.ino@in.ey.com

今月号の内容

各位

COVID19の影響で日本に避難された方も多数いらっしゃると思いますがいかがお過ごしでしょうか？さて、今回のフラッシュニュースでは2月に発表された2020年度のインド政府予算案(財政法案2020)が正式に決議され法制化されました内容および主要なトピックスに加えて、インド政府によるメイク・イン・インディア推進に向けて、新たに発表された製造業に対するインセンティブについての紹介を行います。

またインド政府は、インド近隣諸国からの外国直接投資に関して、自動認可でなく、事前認可制度に切り替えることを発表しました。対象国には中国が含まれていることが注目されます。

1. 2020年財政法案に関する主な修正事項
2. 配当金に対する課税の変更(DDTから源泉徴収税への移行)による外国投資家への影響
3. 電子商取引に対する課税(Equalization Levy)範囲の拡大
4. 近隣諸国からのFDI認可ルールの見直し
5. フレッシュ・スタート・スキーム2020(CFSS-2020)
6. 製造業に対する新しいインセンティブ制度

1. 2020年財政法案に関する主な修正事項

24 March 2020

2020年財政法案は、2020年2月1日にニルマラ・シタラマン財務大臣により上程されました。当法案は、インド下院であるLok Sabha承認に先立って、さまざまなステークホルダーからの意見を受けたうえで、財務大臣は同法案の修正を行いました。修正は主に、法案に含まれている提案の表現に起因する不明瞭さに対応すること、新規の源泉徴収税(Withholding Tax)と税徴収の規定導入を延期すること、およびEqualization Levy(EL)の対象を非居住者のEコマースオペレーターによるEコマース取引に拡大することを意図しています。

主なポイントは以下の通りです。

- a) 個人所得税の軽減税率適用のオプション導入
- b) 個人における居住規定の見直し
- c) チャリティに関する課税規定の見直し
- d) 国家ファンドによる収入への免税措置
- e) 移行期間における配当課税の免除規定
- f) REIT／Invitの配当に関する課税
- g) グループ企業向けの配当控除規定の拡大
- h) 法人税軽減税率を適用する企業によるグループ企業向け配当控除の適用日
- i) 特定の取引において居住者に支払われるロイヤルティに対する源泉税率
- j) 投資信託配当等に対する源泉の適用
- k) 現金引き出しに対する源泉規定の強化
- l) Eコマースオペレーターに対する源泉規定の見直し
- m) 非居住者個人および外国企業への配当時の源泉税率
- n) TCS規定の見直し
- o) Equalization Levy(EL)の導入
- p) その他

ELの課税拡大については、法案の最終段階にて追加された事項ですが、非居住者のオペレーターも含めて課税の対象としていることより、課税の要件、インドでのコンプライアンスについても今後注意を払う必要があります。

詳しくは[アラート](#)をご参照ください。

2. 配当金に対する課税の変更(DDTから源泉徴収税への移行)による外国投資家への影響 30 March 2020

インド政府予算案は2020年2月1日に発表されましたが、財務大臣は2020年度財政法案を議会に提出しました。その後、財政法案は議会の承認を経て、大統領の承諾を受けて2020年4月1日に正式に2020年度の財政法として発効しました。財政法においては、これまで配当を行うインド国内企業が課税の対象であった配当分配税(DDT)を廃止することになりました。これはインドの配当課税制度に大きな変更をもたらします。DDTの廃止を通じて、配当への課税対象は、配当を行う企業から配当を受け取る株主とする従来のシステムに戻ることになります。

配当に課税を行う従来のシステムでは、配当を支払うインド国内企業は、株主に支払われる配当の総額に対して源泉徴収を行う必要が生じます。インド所得税法では、今回、配当に対する源泉徴収の税率を20%とします。また出資者がインド非居住者の場合は、インドとの租税条約にて適用される軽減税率にて源泉することが可能です。インドと世界各国との間における租税条約の多くは、配当に対して適用される源泉税率は10%または15%と規定しています。また、いくつかの租税条約は、租税条約の「最恵国(MFN)」条項を適用することにより、直接的または間接的に、5%の源泉税率を規定するケースもあります。しかしながら、租税条約に基づく源泉税の軽減税率の恩典は、租税条約の適格条件を十分に満たす必要があります。こうした条件とは、主に租税条約の規定に基づく居住者としての認定です。これは、実質的な所有者(Beneficial Ownership)、主要目的テスト(Principal Purpose Test)および特典制限条項(Limitation on Benefits)の反濫用テスト(Anti-abuse test)だけでなく、軽減税率の適用に必要な個別の租税条約における条件を満たしているかどうかを見極める必要があります。

したがって、配当に適用される源泉税率の判断にあたっては、多数国協定(MLI)の修正も含めた租税条約におけるMFN条項の注意深いレビューが、租税条約の適用可否と源泉税率の判断に必要です。

外国投資家は、配当税制の変更がインド法人および出資ストラクチャーに与える影響を精査のうえ、インドからのクロスボーダーの配当フローの課税に与える影響について注意深く検討する必要があります。

詳しくは[アラート](#)をご参照ください。

3. 電子商取引に対する課税(Equalization Levy)範囲の拡大

5 April 2020

OECDはBEPSプロジェクトの行動計画1において、デジタル取引に課税するオプションとしてEqualization Levy (EL)の導入を検討してきました。ELは物品やサービスの供給地にかかわらず税負担を平等にすることを目的とする課税です。インドでは、2016年財政法にて2016年6月1日からELは導入されました。当時のELは、オンライン広告および関連サービスのみを対象としたうえで、取引額に対して6%の課税を行いました。

2020年2月1日に発表された政府予算案では、ELに関する提案は含まれていませんでした。しかしながら2020年財政法の最終制定においてELの課税範囲を拡大する内容が含まれました。新しい規定は2020年4月1日より発効します。主な変更のポイントは以下です。

- 該当年度中に2千万ルピー(US265千ドル相当)を超える対象取引が行われた場合、ELが2%課税される。
- 非居住者である電子商取引事業者が受け取る対価も課税の対象とする。
- (ELの対象となる)非居住者の所得は法人税から免除される。

さらに、デジタル化のさらなる進展を考慮する際、ELの幅広い範囲での適用は多国籍企業のビジネスモデルに大きな影響を与える可能性があります。EL課税に伴う手続きによりインドにおける非居住者納税者のコンプライアンス義務の増加が懸念されます。ELの導入は、デジタル化がもたらすより広範な税務上の課題に対処しようとするインドの姿勢を示す一方、多国籍企業においては、ELの課税範囲の変更がビジネスモデルに及ぼす影響を詳細に評価のうえ、コンプライアンス遵守事項も含めて検討を行う必要があります。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

4. 近隣諸国からのFDI認可ルールの見直し

20 April 2020

The Department for Promotion of Industry and Internal Trade(DPIIT)は、2020年4月17日付のプレスノート3(PN3)を発行しました。PN3によれば、インド近隣諸国からのいかなる投資についても政府の事前承認が必要とすべく外国直接投資(FDI)政策の改訂を行いました。近隣諸国は、中国、バングラデシュ、ブータン、アフガニスタン、ミャンマー、ネパール、パキスタンを対象にしています。

PN3にて提案された変更は、財務省が間もなく発行する予定である外国為替管理法(FEMA)通達の日付から適用となります。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

5. フレッシュ・スタート・スキーム2020 (CFSS-2020)

31 March 2020

企業省(MCA)は、2020年3月30日の通達(No.12/2020)にて、2020年3月24日付の同省通達(No.11/2020)推進のため、「フレッシュ・スタート・スキーム2020」(CFSS-2020)を導入しました。

本通達の主なハイライトは以下のとおりです。

アップデート:

- CFSS-2020は、年次法定文書を含む書類、申告書、計算書等が未提出となっている会社に適用されます。
- CFSS-2020の期間中は、提出にかかる通常料金の支払いは必要ですが、追加料金の支払いは免除されます。
- 文書の提出遅延に関する会社法に基づく罰則を科すための訴追や手続きから免責されます。
- 活動していない会社(Inactive Companies)は、保留中のすべての書類・申告書を提出することで、同時に、休眠状態(Dormancy Status)を申請するか、または、会社法に基づく登記抹消(Strike-off)を申請することができます。
- CFSS-2020の有効期間は、2020年4月1日から2020年9月30日までです。
- 未提出となっていた書類の提出完了後に、会社はCFSS-2020の書式を提出することにより免責証明書交付の申請ができます。
- 会社は、未提出の書類が受理された後、(本スキームの期限である)2020年9月30日以降、遅くとも2021年3月31日までの間に免責の申請を行う必要があります。
- 裁判所が有罪判決を既に命じている場合、裁判所もしくは審判機関にて係争中である場合、上訴中の場合、経営に対する紛争である場合、または上訴が望ましくない紛争の場合には、免責されません。
- CFSS-2020は登記抹消(Strike-off)、合併、消滅会社、休眠申請中、授権資本の増額または担保関連書類の場合、適用されません。

EYコメント:

企業省は、追加料金の負担を無くし、停滞中のコンプライアンス対応を進める機会を企業に与えたことになります。CFSS-2020は、所定の書類提出の不遵守に対してのみ免責を認めるもので、実質的な法律違反に対して免責を与えるものではありません。

外国企業については特段の言及はなされていませんが、免責証明書の書式ドラフトからは、外国企業もCFSS-2020が利用可能であると推察されます。

CFSS-2020を素直に読むと、授権資本の増額または担保に関する書類の未提出を除き、罰則を伴う書類提出関連規定に対してのみCFSS-2020は適用されているようです。

本通達の全文は[こちら](#)をご参照ください。

対象となる書式のリストは[こちら](#)をご参照ください。

6. 製造業に対する新しいインセンティブ制度

April 2020

インドはモディ首相のマイク・イン・インディアのスローガンのもと製造業の誘致にこれまで取り組んできました。昨年の9月には、製造業を行う目的で新設された会社には15%の軽減された法人税率を適用するとの施策も行われています。2020年4月には、保税倉庫の活用、電子部品、医薬機器、医薬品等を主な対象とした新しいインセンティブが発表されました。

詳細は別ファイル「[インド製造業向け新たなインセンティブスキーム](#)」を参照願います。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことを承ください。